平成２５年（フ）第７３７号
仙台市青葉区高松１丁目６番20号　コーポ西條201、申立時の住所仙台市青葉区台原７丁目３番６号　満和荘101
債務者　高橋　　希
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
秋田県由利本荘市内越字平岡580番地１
債務者　高野　美枝（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第３７号
秋田県大仙市協和境字野田144番地63
債務者　佐川　栄治
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第３８号
秋田県仙北市西木町桧木内字大森113番地
債務者　門脇　　洋
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第８８８号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目10番25号　ビーフリー幕張202号
債務者　伊藤　幸二
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９１２号
千葉県市川市田尻２丁目９番２号　メゾン・ド・ストーク102号
債務者　宮﨑　眞樹（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９９２号
千葉県船橋市湊町２丁目16番11―504号
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１０号
千葉県船橋市三山５丁目46番11号
債務者　中田ウメ子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１１号
千葉県船橋市三山５丁目46番11号
債務者　中田　光春
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１３号
千葉県船橋市高根台３丁目２番200棟３号
債務者　矢作　恵介
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４１号
千葉県市川市塩浜４丁目３番１棟819号
債務者　小野美惠子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１２号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地６街区16棟502号
債務者　大久保　聡
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２７７号
千葉県八街市東吉田22番地133
債務者　平山　浩一
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２８２号
千葉県四街道市千代田５丁目59番４号
債務者　中嶌　　勇
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２８３号
千葉県四街道市千代田５丁目59番４号
債務者　中嶌やよ江
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２８８号
千葉県四街道市四街道1536番地
債務者　大丸　真ほ
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２９９号
千葉県印西市木下1721番地１　坂巻アパート20号
債務者　横山　雄一
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３０８号
千葉県印西市西の原３丁目４番地４棟303号
債務者　小山　道夫
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部